

2017年に連載しました、SDGs「国連・持続可能な開発目標を知ろう」の連載記事をバックナンバー集としてまとめました。各種教材としてご利用下さい。
「わかつく」バックナンバー掲載ページ <http://www.wnc.jp/wakatsuku/> から PDF で入手できます。



ますます増える全国の空き家…和歌山県はトップクラス

総務省が実施した「平成30年住宅・土地統計調査」によると、2018年10月1日時点の全国の空き家率は13.6%。概ね住宅の8軒に1軒は空き家という計算になります。都道府県別に見ると和歌山県の空き家率は20.3%と全国2位で、別荘等として使われる家屋を除外した場合の空き家率は18.8%と全国1位の水準に達しました。

	総住宅数 (千戸)	居住世帯 数(千戸)	空き家率 (%)
北海道	2,807	2,417	13.5
青森県	592	502	15.0
岩手県	579	484	16.1
宮城県	1,089	954	12.0
秋田県	446	384	13.6
山形県	449	393	12.1
福島県	861	731	14.3
茨城県	1,329	1,127	14.8
栃木県	927	761	17.3
群馬県	949	787	16.7
埼玉県	3,385	3,023	10.2
千葉県	3,030	2,635	12.6
東京都	7,672	6,806	10.6
神奈川県	4,504	4,000	10.8
新潟県	995	844	14.7
富山県	453	391	13.3
石川県	536	455	14.5
福井県	325	279	13.8
山梨県	422	329	21.3
長野県	1,008	807	19.6
岐阜県	894	750	15.6
静岡県	1,715	1,425	16.4
愛知県	3,482	3,069	11.3
三重県	854	720	15.2
滋賀県	626	543	13.0
京都府	1,338	1,159	12.8
大阪府	4,680	3,950	15.2
兵庫県	2,681	2,309	13.4
奈良県	618	529	14.1
和歌山県	485	384	20.3
鳥取県	257	216	15.5
島根県	314	265	15.4
岡山県	916	771	15.6
広島県	1,431	1,209	15.1
山口県	720	591	17.6
徳島県	381	305	19.5
香川県	488	398	18.1
愛媛県	714	581	18.2
高知県	392	315	19.1
福岡県	2,581	2,239	12.7
佐賀県	352	300	14.3
長崎県	660	555	15.4
熊本県	814	698	13.8
大分県	582	482	16.8
宮崎県	546	460	15.4
鹿児島県	879	709	19.0
沖縄県	653	577	10.4
全国	62,407	53,616	13.6

統計上「空き家」は、賃貸用の住宅、売却用の住宅、別荘など一時的に居住する住宅、その他の空き家に分類されます。その他の空き

家率は13.6%となっており過去最高を記録しています。統計上「空き家」は、賃貸用の住宅、売却用の住宅、別荘など一時的に居住する住宅、その他の空き家に分類されます。その他の空き

家率は13.6%となっており過去最高を記録しています。統計上「空き家」は、賃貸用の住宅、売却用の住宅、別荘など一時的に居住する住宅、その他の空き家に分類されます。その他の空き

家率は13.6%となっており過去最高を記録しています。統計上「空き家」は、賃貸用の住宅、売却用の住宅、別荘など一時的に居住する住宅、その他の空き家に分類されます。その他の空き

和歌山県内の空き家率 左表では都道府県ごとの総住宅数と居住世帯数、空き家率をご紹介しますが、この表の空き家率は、日常

和歌山県内の空き家の状況 和歌山県内の空き家の状況についてもう少し

このデータで注目したいのは「腐朽・破損ありの空き家」の戸数です。この調査では、

このデータで注目したいのは「腐朽・破損ありの空き家」の戸数です。この調査では、

1973年	5.5
1978年	7.6
1983年	8.6
1988年	9.4
1993年	9.8
1998年	11.5
2003年	12.2
2008年	13.1
2013年	13.5
2018年	13.6

	空き家総数	腐朽・破損ありの空き家	割合
和歌山県	98,400	28,900	29.4%
和歌山市	35,230	9,470	26.9%
海南市	5,220	1,450	27.8%
紀の川市	4,380	1,040	23.7%
岩出市	2,970	420	14.1%

このデータで注目したいのは「腐朽・破損ありの空き家」の戸数です。この調査では、

このデータで注目したいのは「腐朽・破損ありの空き家」の戸数です。この調査では、

このデータで注目したいのは「腐朽・破損ありの空き家」の戸数です。この調査では、

このデータで注目したいのは「腐朽・破損ありの空き家」の戸数です。この調査では、

【参考】平成30年住宅・土地統計調査結果
<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2018/tyousake.html>
(総務省統計局ウェブサイト)

次回「わかつく」は5月8日付の予定です



第16回 NPOとは?⑬

NPO 法人には役員として理事3名以上、監事1名以上を置かなければなりません。では、役員になるために条件はあるのでしょうか。

特定非営利活動促進法(NPO法)の第20条において、NPO 法人の役員が定められています。

まず、以下のうちいずれかに該当する人は NPO 法人の役員になることができません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

- (3) 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

- ・特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

の規定に違反した場合
・刑法第204条[傷害]、第206条[現場助勢]、第208条[暴行]、第208条の2[凶器準備集合及び結集]、第222条[脅迫]、第247条[背任]の罪を犯した場合

・暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合

- (4) 暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- (5) 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
- (6) 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

※内閣府令では「精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とされています。

他の NPO 法人の役員との兼務や、既存の会社法人等の役員との兼務も認められています。公務員、首長・議員なども NPO 法人の役員になることができます。しかし、公務員の場合は法律で職務専念義務があるため、公務員が NPO 法人の役員とし

て活動するのは原則として公務時間外であることが求められます。また首長や議員が役員になっている場合、首長や議員が属する自治体から事業を受託したり補助金を受給したりといった行為は地方自治法に抵触する可能性があります。

これらとは別に、NPO 法第21条において「配偶者や3親等以内の親族が役員総数の1/3を超えてはならない」という規定があります。例えば理事4名、監事1名の NPO 法人であれば、自分以外の配偶者や3親等以内の親族を役員に加えることはできません。いわゆる「家族経営」ではなく、幅広い人々が参画できる組織をめざす NPO 法の理念が込められています。

NPO 法人の役員になる際には、定款で定められた方法で選任されたあと、役員への就任承諾と NPO 法第20条・第21条に違反していない旨を誓約することを証した書類を作成し、住民票(外国人の場合は外国人登録証明書)の写しを添付のうえ、所轄庁に届け出る必要があります。代表権を有する理事の場合は法務局での登記も合わせて必要になります。

まれに、知人等から名前だけ貸してほしいという形で役員に就任する事例が見受けられますが、役員は法

人運営に一定の責任を有することから、いわゆる「名義貸し」のようなことは絶対に避けてください。

軽い気持ちで他の NPO 法人の理事に就任していたものの、その NPO 法人が法人設立の認証取り消し処分を受けることになったため、NPO 法第20条の規定に抵触することとなり(前述の(5)に相当)、自身が設立した NPO 法人の役員の身分を失いかけたという事例もあります。

また、その NPO 法人が「NPO 法」や法人登記について定めた「組合等登記令」に抵触した場合には理事に対して過料事件処分が科せられる可能性もあります(行政罰のため前科にはなりませんが、過料は経費処理できないため、財政的な負担になります)。

[今回のまとめ]

- ・NPO 法人の役員になるには一定の条件がある
- ・NPO 法人は家族経営ができない仕組みになっている
- ・NPO 法人の役員に軽い気持ちで就任することは避けるべき